

倉吉市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度人件費率
令和5年度	人 43,663	千円 33,333,736	千円 575,175	千円 3,828,072	% 11.5%	% 12.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

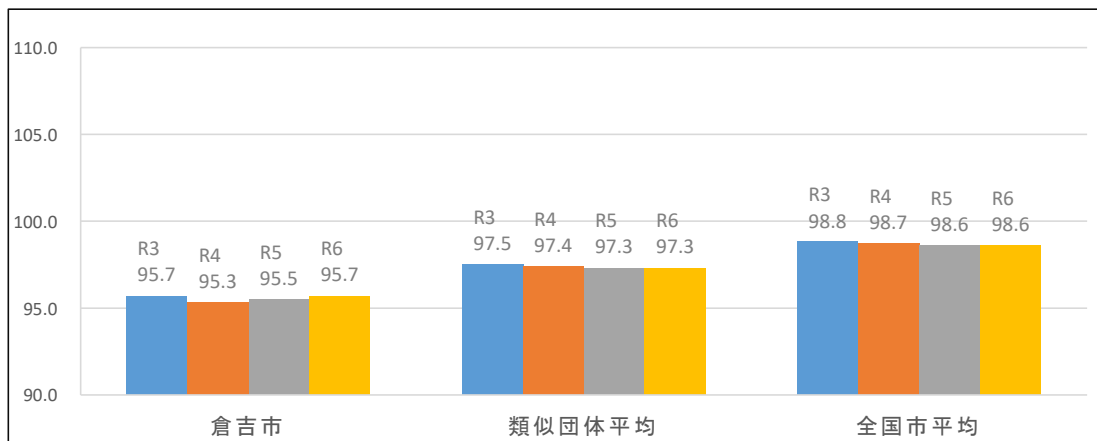
区 分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 357	千円 1,385,366	千円 208,697	千円 553,953	千円 2,148,016	千円 6,017	千円 5,916

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を職員を含んでいません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を示しています。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出しています。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給 (期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

国と同様に改定した

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

国と同様 (国基準における支給割合0%、倉吉市の支給割合0%)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に改定した (平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
倉吉市	45.3 歳	330,800 円	380,892 円	354,840 円
鳥取県	42.9 歳	319,722 円	389,139 円	345,741 円
国	42.1 歳	323,823 円	－	405,378 円
類似団体	42.6 歳	318,300 円	374,345 円	343,522 円

②技能労務職

区分	現業職				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
倉吉市	52.8 歳	10 人	331,100 円	345,280 円	340,400 円
鳥取県	55.0 歳	73 人	318,443 円	345,727 円	329,519 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－ 円	330,553 円
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		倉吉市	鳥取県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	166,600 円	166,600 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	259,986 円	321,880 円	371,040 円	391,817 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	328,767 円	350,500 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	346,467 円

(注) 該当者が2人以下の場合は「－」としています。

技能労務職の経験年数別平均給料月額は、下記区分により算出しています。

経験年数5年以上15年未満…対象職員の平均給料月額を経験年数10年の欄に記載

経験年数15年以上25年未満…対象職員の平均給料月額を経験年数20年の欄に記載

経験年数25年以上30年未満…対象職員の平均給料月額を経験年数25年の欄に記載

経験年数30年以上35年未満…対象職員の平均給料月額を経験年数30年の欄に記載

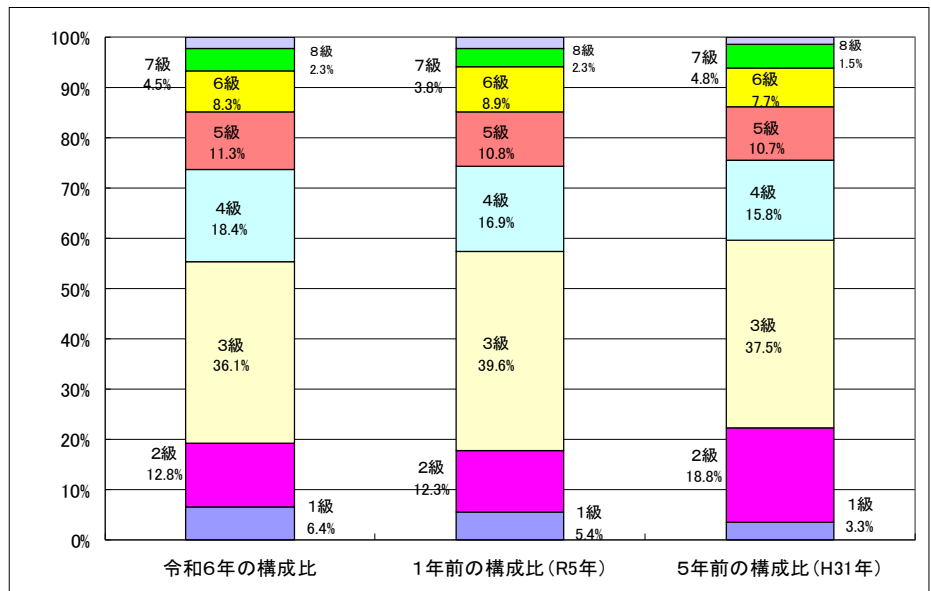
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

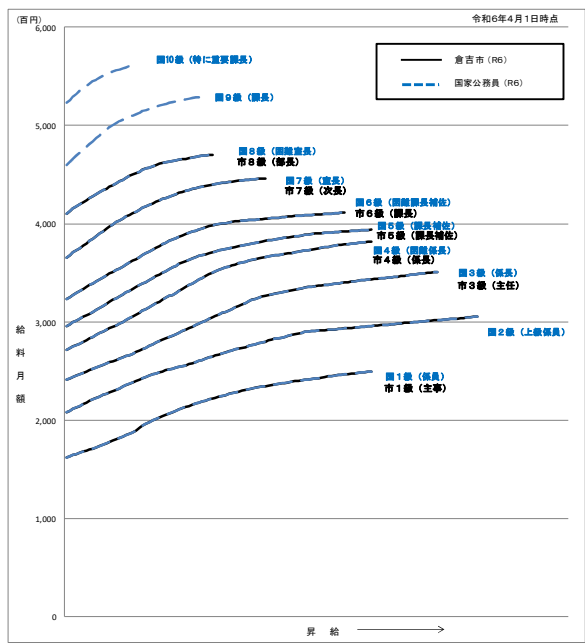
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	17 人	6.4 %	162,100 円	249,400 円
2 級	主事・技師	34 人	12.8 %	208,000 円	305,200 円
3 級	主任・主任技師	96 人	36.1 %	240,900 円	351,000 円
4 級	係長・主幹	49 人	18.4 %	271,600 円	382,000 円
5 級	課長補佐	30 人	11.3 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長	22 人	8.3 %	323,100 円	411,300 円
7 級	次長	12 人	4.5 %	365,500 円	446,200 円
8 級	部長	6 人	2.3 %	410,300 円	470,000 円

(注) 1 倉吉市職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（一般行政職）（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○			
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分		○	○	○	○
標準、下位の区分		○		○	○
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

倉吉市		鳥取県		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)		—	
1,539 千円		1,522 千円			
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	1.75 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(2.45) 月分	(1.75) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5 ～ 15%		・役職加算 5 ～ 20%		・役職加算 5 ～ 20%	
		・管理職加算 15 ～ 25%		・管理職加算 10 ～ 25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

倉吉市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	6,262 千円	19,690 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		610 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		609,960 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京23区	20 %	1 人	20 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		6,048 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		27,697 円（選挙手当除く）		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		9.4 %（選挙手当除く）		
手当の種類（手当数）		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納処分業務手当	税務課職員	市税等徴収における差押え、物件引揚げ等	0 千円	日額 500円
防疫作業手当	防疫に従事した職員	感染症の病原体の汚染されたものの消毒等	10 千円	日額 290円
社会福祉業務手当	福祉事務所職員	要援護、要育成者の訪問等	523 千円	日額 500円
行旅死病人救護手当	福祉事務所職員	行旅病人の救護、護送	0 千円	1回 1,000円
		行旅死人の認識調査等	0 千円	1回 1,600円
清掃作業手当	環境課職員	動物の死骸、汚物等の収集及び処分	87 千円	1回 500円
特殊自動車運転手当	運転手	特殊自動車の運転	0 千円	日額 300円
選挙事務手当	選挙事務に従事した職員	選挙執行のための投・開票事務	0 千円	予算で定める額
用地取得等折衝業務手当	建設部職員等	用地の取得のための折衝業務	78 千円	日額 500円
除雪作業手当	除雪作業に従事した職員	除雪作業	27 千円	日額 1,000円
特殊現場作業手当	建設部職員等	危険な場所での作業・測量業務等	209 千円	日額 500円
危険工事・作業	水道局職員	特に危険と認められる工事又は作業	202 千円	日額 500円
停水・用地取得等折衝	水道局職員	水道料金未納に基づく停水処分等	0 千円	日額 500円
集中監視室保守点検業務	水道局職員	集中監視室の保守点検業務	0 千円	1回 6,100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	108,013 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	281 千円
支給実績（令和4年度決算）	97,932 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	256 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	ア 配偶者 月額6,500円	同じ	-	51,424 千円	261,037 円
	イ 子1人につき 月額10,000円				
	ウ 60歳以上の父母等 月額6,500円				
	エ 満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がある場合の加算額1人につき 月額5,000円				
住居手当	借家・借間居住者(家賃月額12,000円以下の場合を除く。) 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	-	23,895 千円	284,466 円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 定期券と回数券のうち安価な方の額による。 定期券は、6月以内の最も長い期間のもの の額による。 1月当たり55,000円を上限とする。	同じ	-	18,180 千円	53,471 円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額2,000円～46,400円				
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員(管理職員)に対して支給。 部長級 71,000円 次長級 57,800円 課長級 46,200円 保育園長 33,500円	-	-	31,646 千円	597,093 円
管理職員 特別勤務手 当	災害対応等のため管理職員が平日深夜又は休日(4時間以上勤務した場合)に支給。 平日深夜 休日(4時間以上) 部長級 4,300円 8,000円 次長級 3,500円 7,000円 課長級 3,000円 6,000円	-	-	11 千円	3,767 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額	同じ	-	2,130 千円	7,747 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料				(参考)類似団体における最高／最低額		
	市 長	900,000 ()	円	985,000 円／	391,500 円	
	副 市 長	736,000 ()	円	790,000 円／	420,000 円	
報酬	議 長	500,000	円	545,000 円／	230,000 円	
	副 議 長	420,000	円	475,000 円／	200,000 円	
	議 員	390,000	円	442,000 円／	180,000 円	
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合)				
	副 市 長	3.40	月分			
	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.40	月分			
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	市 長	給料月額×在職月数×33.3/100	1,439 万円	退職時		
	副 市 長	給料月額×在職月数×20.8/100	735 万円			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)

勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

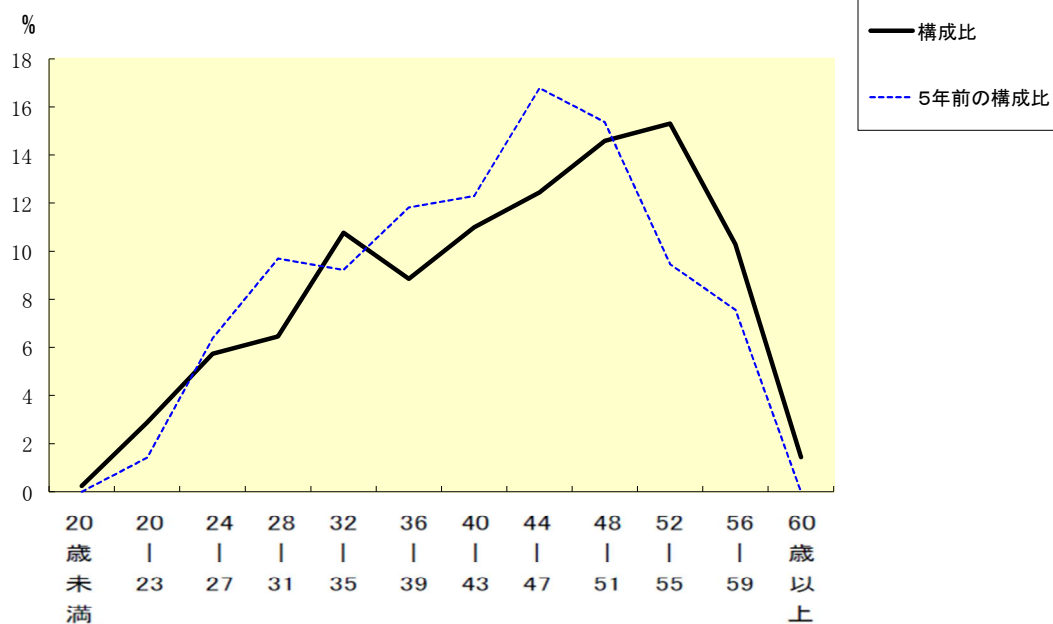
(各年4月1日現在)

部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政	議会	5	5	0	
		総務	78	78	0	
		税務	23	22	△ 1	退職による欠員不補充
		民生	115	112	△ 3	保育士退職による欠員不補充
		衛生	15	15	0	
		商工	16	29	13	教育委員会から文化財課移管、スポーツイベント体制強化
		農林水産	27	25	△ 2	治山林道事業の業務整理による減
		土木	32	36	4	治山林道事業業務整理による増、空家対策体制強化等
		小 計	311	322	11	《参考》人口1万当たり職員数 倉吉市 73.75 人 類似団体 85.28 人
	教育部門		46	35	△ 11	商工へ文化財課移管
小 計		357	357	0	《参考》人口1万当たり職員数 倉吉市 81.76 人 類似団体 109.56 人	
公営企業計等部門	水道事業		30	29	△ 1	下水道事業の体制強化による減
	下水道		8	10	2	下水道事業の体制強化による増
	介護保険		10	8	△ 2	退職による欠員不補充
	国民健康保険		11	11	0	
	後期高齢者医療		2	3	1	欠員補充
	小 計		61	61	0	
合 計			418 [466]	418 [466]	0 [0]	《参考》人口1万当たり職員数 倉吉市 95.73 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	12人	24人	27人	45人	37人	46人	52人	61人	64人	43人	6人	418人

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。

(3) 職員数の推移

年度 部門別	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	308	309	311	305	311	322	14 (▲1.0%)
教育	46	46	45	47	46	35	▲ 11 (2.2%)
警察							
消防							
普通会計 計	354	355	356	352	357	357	3 (▲0.6%)
公営企業等会計 計	69	65	61	59	61	61	▲ 8 (▲11.5%)
総合計	423	420	417	411	418	418	▲ 5 (▲2.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。